

(案)

委託契約書

1. 事業名 AI技術を活用したクマ捕獲技術等研究業務委託
(CK8-Y10)
2. 契約期間 令和8年__月__日から
令和8年12月18日まで
3. 委託金額 ¥_____ -
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額) ¥_____ -
4. 契約保証金 契約保証金は、_____円とする。(納付の場合)
秋田県財務規則第178条第__号により契約保証金は免除するものとする。(免除の場合)

上記の事業について、委託者 秋田県知事 鈴木 健太 を甲とし、受託者 _____
_____を乙とし、甲乙間において秋田県財務規則を遵守のうえ、次の契約事項により委託契約を締結する。

この契約の証として、本書二通を作成し、それぞれ記名押印のうえ一通を保有する。

令和8年 月 日

委託者(甲)

住所 秋田市山王四丁目1番1号

氏名 秋田県知事 鈴木 健太

受託者(乙)

住所

氏名

契 約 事 項

(総 則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の事業（以下「事業」という。）の委託契約に関し、契約書の定めるもののほか、この契約事項に基づき、別添の委託仕様書に従い、これを履行するものとする。

2 前項の実施計画書に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(事業着手届)

第2条 乙は、契約締結後直ちに事業に着手するとともに、着手届（様式第1号）を甲に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(事業内容の変更等)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、事業の内容を変更し、又は事業の全部又は一部を中止することができるものとする。この場合において、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約期間の延長)

第5条 乙は、その責に帰することができない理由その他正当な理由により、契約期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって契約期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面をもって定めるものとする。

(業務の中止等)

第6条 成果物の引渡し前に、天災等で甲乙双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、業務の中止等が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の業務の中止等の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により業務の中止等の状況が確認されたときは、業務の中止等による費用の負担を甲に請求することができる。

4 甲は、前項の規定により乙から業務の中止等による費用の負担の請求があったときは、当該額（成果物等経費が生じていることを確認することができるものに係る額に限る。）を負担しなければならない。

（検査）

第7条 乙は事業の一部について乙の申し出により、随時甲の指定する日時、場所において検査を受けることができる。

2 乙は、事業が完了したときは、遅滞なく完了届（様式第2号）を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の完了届を受理したときは、10日以内に乙の立会いのうえ事業の完成を確認するための検査を行わなければならない。

4 乙は、前項の規定による検査に合格しないときは、遅滞なく補正をして甲の検査を受けなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（委託料の支払）

第8条 乙は、事業が第7条第3項及び第4項の検査に合格したときは、甲に委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

（履行遅滞）

第9条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由により、契約期間内に事業が完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完成する見込みがあると認めるときは、契約金額に対して延長日数に応じ年3.0パーセントの割合を乗じた額の違約金を徴収して契約期間を延長することができる。

（甲の催告による解除権）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと甲が認めるとき。

三 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、乙が、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第10条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第3条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

二 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。

三 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

八 第13条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。

九 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当すると判明したとき。

十 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

十一 この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(賠償金)

第11条 乙は、前2条の規定により契約を解除された場合において、甲に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額については、甲乙協議して定めるものとする。

(委託料の返還)

第12条 甲は、前条の規定により委託料を返還させる場合においては納付書を発し乙はその納付書に記載された期日までにこれを納付しなければならない。

(乙の解除権)

第13条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

一 甲が、第5条の規定により、事業の内容を変更し、又は事業の全部若しくは一部を中止した場合において、事業を継続することにより、重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき又は事業を完成することができないと明らかに認められるとき。

二 甲が契約に違反し、その違反により事業を完成することが不可能となったとき。

三 甲の責に帰すべき理由により、事業を継続することが不可能となったとき。

2 第7条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(秘密の保持)

第14条 乙は、事業の施行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(業務の調査等)

第15条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して事業の施行状況についていつでも調査し、又は報告を求めることができる。

(疑義の決定)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。